

平成28年4月1日以降の託送料金等

1. 接続送電サービス

(単位：円)

				単 位	料 金 単 価		
					新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)	
低 圧	電灯定額 接続送電 サービス	電 灯 料 金	10Wまで	1 灯	32.51	—	
			10Wをこえ20Wまで	1 灯	65.02	—	
			20Wをこえ40Wまで	1 灯	130.03	—	
			40Wをこえ60Wまで	1 灯	195.06	—	
			60Wをこえ100Wまで	1 灯	325.09	—	
			100Wをこえる 100Wまでごとに	1 灯	325.09	—	
		小型 機器 料金	50VA まで	1 機器	97.10	—	
			50VA をこえ 100VA まで	1 機器	194.21	—	
			100VA をこえる 100VA までごとに	1 機器	194.21	—	
	電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量 契約	最初の 6kWまで	1 送電 サービス	194.40	—
				6kWをこえる 1kWにつき	1 kW	64.80	—
			主開閉器 契約	最初の 6kVA まで	1 送電 サービス	162.00	—
				6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA	54.00	—
		電力量料金			1 kWh	7.88	—
	電 灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量 契約	最初の 6kWまで	1 送電 サービス	194.40	—
				6kWをこえる 1kWにつき	1 kW	64.80	—
			主開閉器 契約	最初の 6kVA まで	1 送電 サービス	162.00	—
				6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA	54.00	—
		電力量 料 金	昼間時間	1 kWh	8.54	—	
			夜間時間	1 kWh	7.10	—	
電灯従量接続送電サービス				1 kWh	11.07	—	

				単 位	料 金 単 価	
					新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
低 圧	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	4 2 1 . 2 0	—
			主開閉器契約	1 kW	3 4 5 . 6 0	—
		電力量料金		1 kWh	5 . 0 0	—
	動 力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	4 2 1 . 2 0	—
			主開閉器契約	1 kW	3 4 5 . 6 0	—
		電力量 料 金	昼間時間	1 kWh	5 . 3 9	—
			夜間時間	1 kWh	4 . 5 3	—
動力従量接続送電サービス			1 kWh	1 1 . 9 0	—	
高 圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	5 0 7 . 6 0	5 0 7 . 6 0
		電力量料金		1 kWh	2 . 5 4	2 . 5 9
	高 圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	5 0 7 . 6 0	5 0 7 . 6 0
		電力量 料 金	昼間時間	1 kWh	2 . 7 5	2 . 8 8
			夜間時間	1 kWh	2 . 2 4	2 . 2 1
	高圧従量接続送電サービス			1 kWh	1 0 . 8 5	1 0 . 9 1
ピークシフト割引			1 kW	3 0 2 . 4 0	3 0 2 . 4 0	
特別高圧	特別高圧 標準接続 送 電 サービス	基本料金		1 kW	3 9 9 . 6 0	3 9 9 . 6 0
		電力量料金		1 kWh	1 . 1 8	1 . 1 6
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	3 9 9 . 6 0	3 9 9 . 6 0
		電力量 料 金	昼間時間	1 kWh	1 . 2 5	1 . 2 4
			夜間時間	1 kWh	1 . 0 9	1 . 0 4
	特別高圧従量接続送電サービス			1 kWh	7 . 7 3	7 . 7 1
ピークシフト割引			1 kW	2 3 7 . 6 0	2 3 7 . 6 0	

- (注) 1 従量接続送電サービスは、自己等への電気の供給（自己託送）を希望される場合に適用します。
- 2 ピークシフト割引は、高圧または特別高圧で供給する場合で、需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果、1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し、かつ、契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け、当社との協議が整ったときに適用します。
- 3 基本料金と電力量料金とで構成する二部料金制のうち低圧においては、スマートメーターの導入により、30分ごとに計量された電力量をもって最大需要電力等を決定することが可能となることから、電気の使用実態をより適切に契約電力に反映できる実量契約を設定しました。なお、契約主開閉器の容量にもとづき契約容量または契約電力を決定する主開閉器契約の選択も可能となります。

2. 臨時接続送電サービス

(単位：円)

			単 位	料 金 単 価		
				新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)	
低 圧	電灯臨時 定額接続 送 電 サービス	50VA まで	1 送電 サービス 1日につき	2. 8 8	—	
		50VA をこえ 100VA まで	1 送電 サービス 1日につき	5. 7 7	—	
		100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	1 送電 サービス 1日につき	5. 7 7	—	
		500VA をこえ 1kVA まで	1 送電 サービス 1日につき	57. 6 4	—	
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	1 送電 サービス 1日につき	57. 6 4	—	
	電灯臨時 接続送電 サービス	基本 料金	最初の 6kVA まで	1 送電 サービス	電灯標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を10%割増した もの	—
			6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA		
		電力量料金	1 kWh			
	動力臨時定額接続送電サービス			1 kW 1日につき	73. 2 5	—
	動力臨時 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	動力標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を20%割増した もの	—
電力量料金		1 kWh				
高 圧	高圧臨時 接続送電 サービス	基本料金	1 kW	高圧標準接続送電 サービスの料金率 を20%割増した もの	高圧標準接続送電 サービスの料金率 を20%割増した もの	
		電力量料金	1 kWh			
特別高圧	特別高圧 臨時接続 送 電 サービス	基本料金	1 kW	特別高圧標準接続 送電サービスの料 金率を20%割増し したもの	特別高圧標準接続 送電サービスの料 金率を20%割増し したもの	
		電力量料金	1 kWh			

(注) 契約使用期間が1年未満の場合に適用します。

3. 予備送電サービス

(単位：円)

		単 位	料 金 単 価	
			新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
高 圧	予備送電サービスA	1 kW	74.52	74.52
	予備送電サービスB	1 kW	145.80	145.80
特別高圧	予備送電サービスA	1 kW	72.36	72.36
	予備送電サービスB	1 kW	111.24	111.24

- (注) 契約者または発電契約者が受電地点または供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。
- ・予備送電サービスA：常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合
 - ・予備送電サービスB：常時利用変電所以外の変電所を利用する場合、または、常時利用変電所から常時利用と異なった電圧(高圧および特別高圧に限ります。)で利用する場合

4. 近接性評価割引

(単位：円)

		単 位	料 金 単 価	
			新 単 価 (消費税等相当額含む)	現 行 単 価 (消費税等相当額含む)
受電電圧が標準電圧 6,000V 以下の場合		1 kWh	0.70	0.29
受電電圧が標準電圧 6,000V をこえ 140,000V 以下の場合		1 kWh	0.41	
受電電圧が標準電圧 140,000V をこえる場合		1 kWh	0.21	

- (注) 1 近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に適用する割引をいいます。
- 2 現行単価は、高圧で受電する場合と特別高圧で受電する場合で、同一の単価となります。
- 3 今回設定する近接性評価割引の対象地域に含まれず、これまで割引対象とされてきた地域において、現に割引の適用を受けている電源については、暫定的に、引き続き割引対象とし、受電電圧が標準電圧 140,000V をこえる場合の割引単価を適用します。

5. インバランス料金

インバランス料金が、卸電力取引所における市場価格に連動した料金単価に見直されます。具体的な料金単価は、以下の算定式により、算定されます。

$$\text{インバランス料金単価} = \text{スポット市場価格と1時間前市場価格の30分ごとの加重平均値} \times \alpha \text{ (系統全体の需給状況に応じた調整項)} + \beta \text{ (各地域ごとの需給調整コストの水準差を反映する調整項)}$$

- (注) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における認定発電設備により当社の送配電設備を利用する場合で、一定の条件に該当するときのインバランス料金は、別に定める特例制度における料金単価を選択することも可能となります。

以 上